

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 住宅金融公庫の業務を委託することができる法人の規定

譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収等の業務を委託することができる法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権回収会社とすること。（第十七条の五関係）

第二 引当金の保有

公庫は、債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、公庫の貸付けに係る貸付債権を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、特別勘定以外の勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならないこととすること。（第十七条の七関係）

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。